

佐賀県告示第三百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土づくり本部河川砂防課、神埼土木事務所及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

佐賀県知事 古川 康

仁比山地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	神崎市	神埼町	的	京ノ隈	一六七八番
二	〃	〃	〃	〃	一六七四番七六
三	〃	〃	〃	〃	一六七四番七六
四	〃	〃	〃	〃	一六七〇番地先道路敷
五	〃	〃	〃	〃	一六七〇番地先道路敷
六	〃	〃	〃	〃	一六七五番地先道路敷
七	〃	〃	〃	〃	一六七五番地先道路敷